

女性が活躍できる社会環境の整備の総合的かつ集中的な推進に関する法律案 概要

第1 目的 (1条)

女性が活躍できる社会環境の整備について、その基本理念その他の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ集中的に推進

第2 基本理念 (2条)

- ①職業生活その他の社会生活と家庭生活との両立が図られる社会を実現する。
- ②女性がその有する能力を最大限に発揮できるようにする。
- ③少子化社会対策基本法及び子ども・子育て支援法の基本理念に配慮する。

第3 国等の責務 (3~5条)

国、地方公共団体及び事業主の責務を規定

第4 法制上の措置 (6条)

- ・第5に定めるところにより、女性が活躍できる社会環境の整備を実施
- ・法施行後2年以内を目途に、必要な法制上の措置

第5 基本方針

1 時間外労働等の慣行のは是正 (7条)

女性の活躍や男性の育児、介護等への参加を妨げる時間外労働等の慣行のは是正が図られるよう、次の措置を講ずる。

- ・時間外・休日労働の大幅削減の促進
- ・就業形態の多様化の促進

2 支援体制の整備 (8条)

女性が人生の各段階における生活の変化に応じて社会における活動を選択し、活躍できるよう、次の措置を講ずる。

- ・保育、介護等に係る体制の整備・支援の促進
- ・児童の遊び・生活・学びの場及び療育体制の整備の促進 等

3 税制・社会保障制度の在り方 (9条)

女性の就業形態・雇用形態の選択に中立的な税制・社会保障制度の在り方について様々な角度から検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

4 指導的地位への女性の登用促進 (10条)

平成32年までに指導的地位にある者に占める女性の割合を3割とすることを目指し、女性の登用促進のため次の措置を講ずる。

- ・女性が活躍できる社会環境の整備を集中実施期間（平成32年まで）において総合的・集中的に推進するための実行計画の策定・改定
- ・積極的改善措置等の実施の促進措置の検討
- ・女性の活躍状況の情報を取得できる環境整備
- ・事業者による積極的改善措置等の実施に対する支援等の促進
- ・女性の活躍の阻害要因、社会に与える影響、国際的動向等についての調査研究の推進

5 国民の理解・協力の促進 (11条)

社会のあらゆる分野における女性の活躍に寄与した者の顕彰等を通じ、国民、とりわけ男性の理解・協力を促進する。

第6 女性の活躍推進連絡会議 (13条)

関係行政機関の職員で構成する会議を設け、実行計画の策定・改定・実施のための連絡調整を行う

- ・施行日：この法律の公布の日
- ・検討条項：法施行後5年を目途に、指導的地位への女性の登用の状況等について検討